

みどりの食料システム戦略



逆引き

施策活用ガイドブック

令和7年2月版

MAFF
農林水産省

農林漁業者・食品関連産業等の民間事業者、自治体の皆様へ

みどりの食料システムに向けて 環境にやさしい取組を はじめませんか？

令和4年に「みどりの食料システム法」が制定されました。

みどりの食料システムの実現には、法に基づく基本方針に沿って、

すべての関係者が調達から生産、加工・流通の各段階で、
環境負荷の低減に取り組むことが重要です。

そして、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう、
国も消費者の理解醸成に取り組んでいきます。



目 次

※R7予算の支援措置の内容等については、今後の予算編成過程で変更があり得ますので御留意ください。
※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等をご確認ください。

調 達

研究開発に取り組む方・資材製造事業者の方向け

- ・ 基盤確立事業の認定を受けるには？ 1
- ・ 設備投資に活用できる支援措置について知りたい 3
- ・ 環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい 8
- ・ 環境負荷低減に活用できる新技術を知りたい・広めたい 10

生 産

農林漁業者の方向け

- ・ みどり認定を受けるには？ 11
- ・ 設備投資に活用できる支援措置について知りたい 13
- ・ 生産・流通体系の転換に関する支援が知りたい 20
- ・ 環境にやさしい農業の実践に向けて、地域で新たな取組を始めたい 21
- ・ 環境にやさしい農業への直接支払いや経営体への支援について
知りたい 24
- ・ J-クレジット制度について知りたい・活用してみたい 27

加工・流通

食品事業者の方向け

- ・ 基盤確立事業の認定を受けるには？ 28
- ・ 有機農産物等の加工・流通施設の整備に活用できる支援措置に
ついて知りたい 30
- ・ 有機農産物等の加工・流通の取組に活用できる支援措置について
知りたい 33

消 費

農業者・食品事業者・市町村の方向け

- ・ 農産物の環境負荷低減の取組を発信したい 34
- ・ 農産物の学校給食への活用や食育を進めたい 35

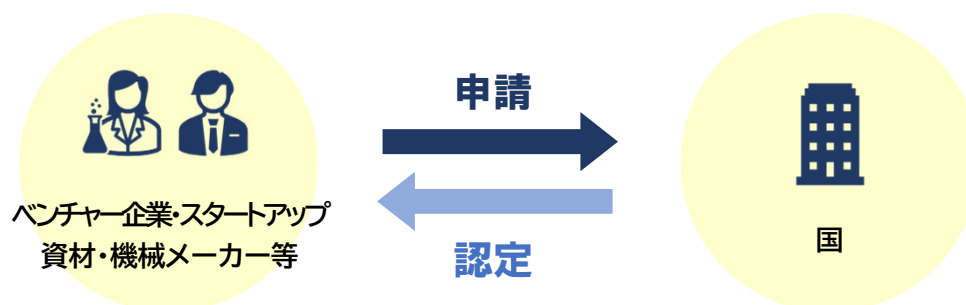
- 【付録】 みどり認定等に対する関連事業の優遇措置の状況(R6補正・R7予算) 37

「基盤確立事業の認定を受けるには？」



みどりの食料システム法に基づく支援（研究開発、資材・機械の生産・販売）

- **みどりの食料システム法**では、みどりの食料システム戦略の実現に向けた新たな技術の研究開発・実証や環境負荷低減に資する資材・機械等の普及拡大の取組を「**基盤確立事業**」と位置づけ、その取組を促進しています。
- 基盤確立事業に取り組む事業者の方は、その**事業計画（基盤確立事業実施計画）**を作成し、**国（主務大臣）の認定**を受けることで、さまざまな支援を受けることができます。



● 認定の対象となる取組

- 本制度は、基盤確立事業の取組を通じて、農林漁業者が化学肥料・化学農薬の使用低減や有機農業、温室効果ガスの排出削減などに取り組もうとする際の**課題を解決**し、農林漁業者が**環境負荷低減に取り組みやすくなる**環境を整備することを目指すものです。
- 認定の対象となる基盤確立事業の内容は、**法に基づく国の基本方針**に定めています。

取組類型		取組内容
①	先端技術の研究開発・実証	環境負荷の低減に対して効果のある技術の研究開発を行い、当該研究開発の成果の事業化を目指す事業
②	新品種の育成	病虫害抵抗性や少肥適応性等、環境負荷の低減に資する生産方式に適した新たな品種を育成する事業
③	環境負荷の低減に資する資材又は機械の生産・販売	【資材】 堆肥を広域的に流通させるためのペレット堆肥や混合堆肥複合肥料、食品残さを活用した有機質肥料その他の環境負荷の低減に資する資材の製造及び販売に取り組む事業 【機械】 除草機や可変施肥機その他の環境負荷の低減に資する機械類の製造及び販売に取り組む事業
④	環境負荷の低減に資する機械のリース・レンタル	環境負荷の低減に効果のあるスマート農業機械等の産地全体での導入の加速化に資する当該機械類等のリース・レンタル等を行う事業

「基盤確立事業の認定を受けるには？」



みどりの食料システム法に基づく支援(研究開発、資材・機械の生産・販売)

● 主な支援内容

① みどり投資促進税制

■ 資材製造事業者向け

化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の製造に取り組む事業者の方は、設備投資を行う場合に**みどり投資促進税制**(特別償却)の適用を受けることができます。

■ 機械メーカー向け

化学肥料・化学農薬の使用を低減させる農業機械等について、計画認定と合わせて確認を受けることで、**農業者向けみどり投資促進税制**の対象機種にできます。

② 日本政策金融公庫等による低利融資

※公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。

新たに開発した環境負荷低減に資する農業機械や生産資材等の製造設備等を導入する場合に、日本政策金融公庫の**新事業活動促進資金**について、**特別利率②**(土地に係る資金を除く。)での貸付を受けられます。

③ その他の支援措置

■ 種苗法の特例

認定された基盤確立事業実施計画の成果として育成された新品種について、品種登録の**出願料及び登録料(1～6年目)**を**4分の3軽減**します。

■ 行政手続のワンストップ化

事業実施に必要な施設整備等に関する農地転用許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の手続を、計画認定申請と同時に行うことができます。

このほか、さまざまな国の補助事業で採択ポイントの加算などの優遇が受けられます。

● 申請の流れ・認定要件等

- 認定申請は**随時受け付けています**。認定をお考えの事業者の方は、取り組もうとしている事業内容が要件に合致するか等について、まずは**農林水産省に事前相談**をお願いします。

事前相談はコチラまで

農林水産省みどりの食料システム戦略グループ
midorihou_kankyo_bio@maff.go.jp ☎03-6744-7186

- 国の基本方針及び審査基準に基づき、「事業効果が広域的に波及するか」「事業内容に一定の先進性があるか」等の観点から審査を行います。
認定要件の詳細については、あらかじめ農林水産省HPからご確認ください。



審査基準

- これまでに認定された計画の概要は農林水産省のHPに公表しています。



これまでの認定状況

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



基盤確立事業者向け税制・融資

● みどり投資促進税制 (法人税・所得税)

基盤確立事業実施計画の認定を受けて、堆肥などの**化学肥料・化学農薬の代替となる生産資材を製造する設備**を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を**上乗せして償却**(特別償却)できます。(機械等:取得価額×32%、建物等:取得価額×16%)

対象者

化学肥料又は化学農薬の代替となる生産資材を広域的に供給する事業者

対象設備

- 計画認定を受けた後、令和4年7月1日から令和8年3月31日までに取得したものであること
- 化学肥料又は化学農薬の代替となる生産資材を製造する専門の機械等及び当該機械等と一体的に整備する建物
(例:堆肥製造装置、バイオコンポスター、ペレット化装置、袋詰め装置など)

ポイント

- ① 計画認定を受けた後に機械等を取得する必要があります(タイミングに注意!)
- ② 確定申告の際に、必要書類等を記載して最寄りの税務署に申告してください
- ③ 補助金との併用も可能です

お問合せ先

農林水産省みどりの食料システム戦略グループ(☎03-6744-7186)

● 新事業活動促進資金 <日本政策金融公庫 中小企業事業・国民生活事業>

基盤確立事業実施計画の認定を受けて、環境負荷低減に資する新たな資材・機械類の普及拡大に向けた設備投資を行う事業者の取組を、中小企業の経営革新等への支援を目的とする**日本政策金融公庫の低利融資**で支援します。

対象者

基盤確立事業実施計画の認定を受けて、以下に取り組む中小企業

- ・ 環境負荷低減に資する資材・機械類の生産・販売
- ・ 環境負荷低減に資する機械類のリース・レンタル

詳しくはコチラ



日本政策金融公庫HP

使途・支援内容

- 当該事業の実施に必要な設備資金及び長期運転資金
(新たに開発した環境負荷低減に資する資材・機械の製造設備の取得など)
- 借入限度額:
 - ① 中小企業事業 7億2,000万円
 - ② 国民生活事業 7,200万円(うち運転資金 4,800万円)
- 借入金利: 2億7,000万円まで 特別利率②(土地に係る資金を除く。)
- 貸付期間: 20年以内、運転資金: 7年以内

ポイント

基準金利より
利率が低くなります!

取扱融資機関

㈱日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

【留意点】 公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



基盤確立事業者向け税制・融資

● (株)脱炭素化支援機構(JICN)による投融資

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素に資する多様な事業への呼び水となる投融資(リスクマネー供給)を(株)脱炭素化支援機構が実施します。

※JICNとは・・・地球温暖化対策推進法に基づき、国の財政投融資からの出資と民間からの出資を活用して、脱炭素に資する多種多様な事業に対する資金供給などの活動を行う株式会社です。

支援基準



詳しくはコチラ

✓政策的意義

- ①温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に資すること
- ②我が国の経済社会の発展や地方創生に貢献するなど

✓民間事業者等のイニシアチブ

民間事業者等からの出資総額が、JICNからの出資額以上であることなど

✓収益性の確保

JICNによる適切な支援が行われることにより収益確保が認められることなど

✓地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保

地方公共団体や地域住民との適切なコミュニケーションを確保することなど

支援対象

温暖化ガスの排出削減・吸収と社会経済の発展に貢献する事業(分野・領域の指定はなく、再エネ発電、燃料、蓄エネ省エネ、設備機器や素材の製造、農林水産業、運輸・モビリティ、資源循環など多種多様な事業を対象とする)

ポイント

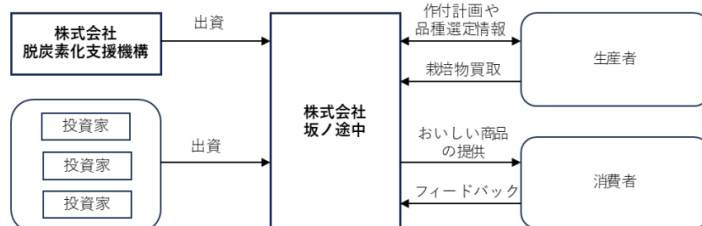
脱炭素に資する農業分野の取組(ソーラーシェアリング、バイオマス活用、スマート農業、有機農業など)も支援対象となります！
出資・融資の詳細な条件については、JICNにお問い合わせください。

お問合せ先

(株)脱炭素化支援機構 03-6257-3863

<コラム> (株)脱炭素化支援機構の投融資事例(株坂ノ途中)

新規就農者を中心とした提携生産者が栽培した農産物の販売プラットフォームの運営などを行う(株)坂ノ途中は、(株)脱炭素化支援機構の出資を受け、有機農産物等の販売事業拡大に伴う出荷能力の強化や新規就農者が手掛ける有機栽培に関するデータ提供体制のさらなる整備を行います。



「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● みどりの事業活動を支える体制整備

基盤認定が要件

基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者による、堆肥製造施設やバイオ炭製造施設等の整備などの取組を支援します。

実施主体 地方公共団体、民間事業者等(肥料製造業者、JAなど)

主な採択要件

- 県域等を越えて効果が波及する等の広域性を持った事業計画であること
- 技術の普及状況に鑑み、先進性を持った事業計画であること
- 認定を受けた基盤確立事業の実施に必要な設備投資であること

ポイント

個社単位でも活用可能です！

まだ「基盤確立事業実施計画の認定」を受けていなくても応募できます！

予算審査の過程で基盤確立事業実施計画の審査を同時に行います。まずは都道府県の交付金窓口にご相談ください

支援内容

- 基盤確立事業を実施するために必要なハード支援(1/2以内)
(堆肥化処理施設、ペレタイザー、バイオコンポスターの整備・補改修など)
- 基盤確立事業を実施するために必要なソフト支援(定額)
(肥効分析に係る費用、技術普及に係るマニュアル作成など)

お問合せ先 最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● バイオマスの地産地消

みどり認定ポイント加算対象

地域のバイオマス(家畜排せつ物、食品残渣など)を活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査・設計・施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組を支援します。

実施主体 地方公共団体、民間事業者等(発電事業者、食品事業者、畜産農家など)

主な採択要件

- エネルギー調達の環境負荷をバイオマスの活用により低減する計画であること
- 災害時に地域にエネルギーを供給できるなど、レジリエンス強化に繋がること

支援内容

- 地産地消型バイオマスプラントの導入(1/2以内)
(原料受入設備、前処理装置、混合調整槽、発酵槽、ガス化炉、発電機、貯留槽、熱利用施設など)
- バイオ液肥散布車等の導入(1/2以内)
(バイオ液肥の肥料利用を促進するためのバイオ液肥散布車等の導入)
- バイオ液肥の利用促進(定額)
(肥効分析に係る費用、散布実証など)

ポイント

- ① バイオマスプラントの整備のみでなく、液肥散布車、肥効実証も単独で実施できます！
- ② 売電を行う場合、一部の施設が補助対象外になる場合があります

お問合せ先 最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



● 国内肥料資源利用拡大対策事業

みどり認定ポイント加算対象

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源を活用した肥料への転換を進め、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を受けにくい生産体制づくりを支援します。

実施主体 農業者の組織する団体、肥料製造事業者、肥料原料供給事業者など

主な採択要件 ■ 原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携を位置付けた「連携計画」を作成すること 等

支援内容 ■ 堆肥化处理施設、ペレット化施設等の整備(1/2以内)
■ 肥料散布や土壌分析に必要な機械の導入(1/2以内)
■ 肥料の成分分析・効果検証(定額)

ポイント 原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者がそれぞれ事業を活用することが可能です。また、施設整備のみならず、散布に必要な機械導入や栽培実証等、国内資源由来肥料の利用拡大に向け必要な取組を支援します。

お問合せ先 最寄りの各地方農政局生産部環境・技術課及び畜産課等 又は
農林水産省 農産局農産政策部技術普及課 (☎ 03-6744-2107)
農林水産省 農産局農産政策部農業環境対策課 (☎ 03-3593-6495)
農林水産省 畜産局畜産振興課 (☎ 03-6744-7189)

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち

● 農業支援サービスの先進モデル支援 農業支援サービスの立ち上げ支援

認定事業者ポイント加算対象

スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

対象・要件 農業支援サービス事業体等

支援内容 ①農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援。(定額又は1/2以内)

②農業支援サービスの立ち上げ支援

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援。

ポイント ・①の事業は、産地における生産・流通・販売方式の転換(加工品種生産や鉄コンテナ流通への転換等)に向けた、サービス提供に必要なスマート農業機械等の導入や関連施設の整備等を支援します。
・①及び②の事業については、中山間地域等に対して優先枠等を設けます。

お問合せ先 農林水産省 農産局農産政策部技術普及課 (☎ 03-6744-2107)

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



地域脱炭素推進交付金のうち

重点対策加速化事業

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体が策定する地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(以下、計画という)に基づき、太陽光発電設備やバイオマス発電・熱利用設備(事業の目標達成のために必要な木質チップ化・ペレット化設備を含む)などの地域共生再エネの導入等を複数年度にわたり包括的に支援します。

対象・事業要件

- エネルギー起源CO₂の排出削減に効果がある取組であること
- 地方公共団体が再エネ設備を一定以上導入する計画を策定していること
(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市:1MW以上、その他の市町村:0.5MW以上)
- 以下の取組のうち、①と②の両方は必ず実施すること

支援内容

- ① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
 - ② 地域共生・地域裨益型再エネの立地
(太陽光発電設備、その他再エネ発電設備、熱利用設備、その他基盤インフラ(自営線、熱導管等))
 - ③ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導
 - ④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
 - ⑤ ゼロカーボン・ドライブ
- 支援費:事業費の2/3～1/3以内
(上限※:都道府県15億円、指定都市、中核市、施行時特例市12億円、その他市区町村10億円)
(※財務当局との要綱・要領等の調整の結果によって、内容の変更があり得ることご留意ください。)

ポイント

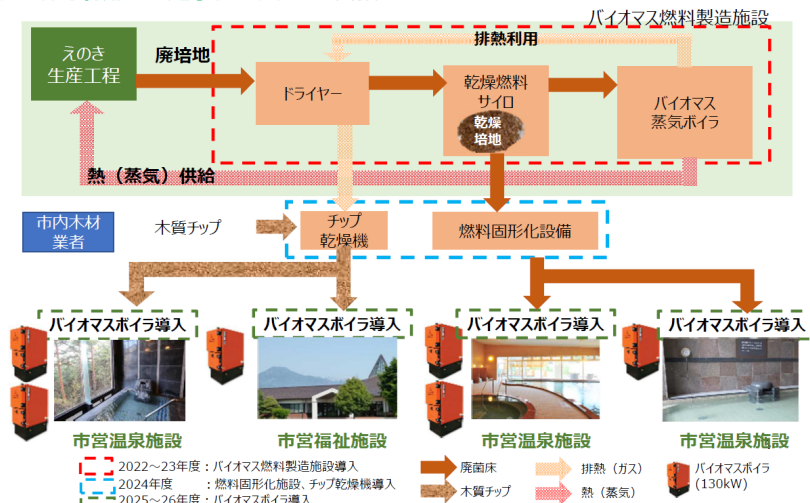
地方公共団体が策定した計画に基づく設備投資であれば、民間事業者の取組も地方公共団体からの間接交付として支援対象になります。

お問合せ先

環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課
(☎ 03-5521-8233)又は、最寄りの地方環境事務所

<コラム> 重点対策加速化事業の活用事例(長野県安曇野市)

- 長野県は、きのこ生産量が国内トップクラスであるが、生産に伴って発生する廃培地の処理に苦慮。安曇野市では、廃培地を乾燥・固形化することで、市営温泉施設等で使用するバイオマスボイラーの燃料として、地産地消する計画。
- 乾燥廃培地の用途として、畜産農家の飼料や、農家や家庭菜園の堆肥があるが、木質チップと併用することで、バイオマスボイラーの燃料として利用が可能になる。今回の取組を通じて、廃培地の用途が増え、長野県に限らず、全国的な課題である廃培地利用の先進事例となることを目指す。



「環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい」



「知」の集積と活用によるイノベーションの創出

● オープンイノベーション研究・実用化推進事業

認定事業者ポイント加算対象

産学官が連携して取り組む農林水産・食品分野の基礎研究や実用化研究を支援する**提案公募型の研究事業**です。みどり戦略の推進に資する研究開発について「重要政策タイプ」と位置付けて推進しています。

対象・要件

民間企業、大学、国立研究開発法人、公設試、農林漁業者が組織する団体等による研究コンソーシアム 等

ポイント

基盤確立事業実施計画の認定やみどり認定を受けた農業者が参画する場合、採択審査時の加点措置を設けています！

支援内容

- 基礎研究ステージ（研究シーズを創出するための基礎段階の研究開発）
研究実施期間：3年以内 委託研究費：3,000万円以内/年
- 開発研究ステージ（研究成果を社会実装するための研究開発）
研究実施期間：5年以内 委託研究費：3,000万円以内/年

詳しくはコチラ



生研支援センターHP

お問合せ先

生物系特定産業技術研究センター イノベーション創出課（☎ 044-276-8995）
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室（☎ 03-6744-7044）

● アグリ・スタートアップ創出強化対策 スタートアップへの総合的支援

認定事業者ポイント加算対象

農林水産・食品分野における政策的・社会的課題の解決や、サービス事業体等の新たなビジネス創出のため、革新的な研究開発とその事業化を目指して取り組むスタートアップ・中小企業等を支援します。

対象・要件

農林水産・食品分野で革新的な研究開発とその事業化を目指して取り組むスタートアップ（原則設立15年以内） 等

支援内容

各フェーズに応じ、研究開発から事業化に向けた取組までサポート

- フェーズ 0（発想段階）：委託研究費：1,000万円以内（2年以内）
- フェーズ 1（構想段階）：委託研究費：1,000万円以内（1年以内）
- フェーズ 2（実用化段階）：委託研究費：2,000万円以内（2年以内）
- 事業化準備フェーズ：委託研究費：3,000万円以内（1年以内）
- プログラムマネージャーによる伴走支援
- スーパーアグリクリエイター発掘支援

詳しくはコチラ



生研支援センターHP

ポイント

基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者への採択審査時の加点措置を設けています！

お問合せ先

生物系特定産業技術研究センター スタートアップ支援課
メール：brain-stupweb[アット]ml.affrc.go.jp（[アット]を@に置き換えてください）
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室（☎ 03-3502-5530）

「環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい」



認定事業者ポイント加算対象

● みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現に向け、脱炭素化や環境負荷低減等のみどりの食料システム戦略の実現や、今後深刻化が見込まれる気候変動等の政策課題に対応した革新的な品種・技術・生産体系の確立等、**国主導で取り組むべき研究課題等を設定し、その研究開発を委託します。**

実施主体 民間団体等(公設試・大学を含む)

ポイント 基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者や、みどり認定を受けた農林漁業者等が参画する場合、採択審査時の加点措置を設けています。

支援対象 令和7年度新規公募課題は以下のとおりです。

- 環境負荷低減対策研究
・環境低負荷型の化学農薬施用技術の開発
- 気候変動適応研究
・気候変動に対応するための農林水産業の温暖化適応技術の開発

※国が各研究課題・研究内容及び達成目標を設定し、委託研究先を公募します。

支援内容 令和7年度開始予定の課題における研究実施期間及び委託研究費については、令和7年度の公募情報をご確認ください。

お問合せ先 農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究企画課 (☎ 03-3501-4609)



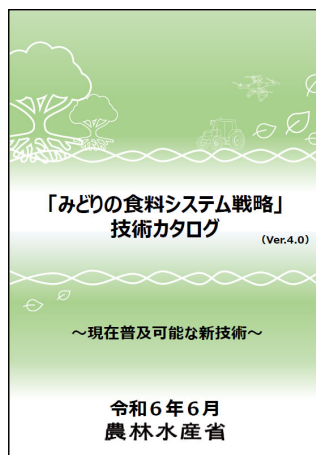
「環境負荷低減に活用できる新技術を知りたい・広めたい」



「みどりの食料システム戦略」技術カタログ

認定事業者を掲載

- みどりの戦略に掲げた各目標の達成に貢献し、現場への普及が期待される技術について、「みどりの食料システム戦略」技術カタログとしてとりまとめ、農林水産省HPに公表しています。
- 農業・畜産を対象とし、近年(直近10年程度)開発された技術(現在普及可能な技術)と、近い将来利用可能となる開発中の技術(2030年までに利用可能な技術)について紹介していますので、有機農業やJ-クレジット等に取り組む際に御活用ください。
- 2024年6月に公表されたVer.4.0では、48件の「現在普及可能な技術」及び64件の「みどり認定を受けた基盤確立事業」を追加し、合計409件の技術を収録しています。



詳しくはコチラ



農水省HP

掲載例: 混合有機質肥料を用いた土壌還元消毒(片倉コープアグリ株)

掲載候補の募集について

- 農林水産省では、カタログへの掲載候補について、以下のとおり募集しています。
- Ver.4.0から、認定事業者については、応募に関わらず掲載しています。

募集対象技術

1. みどりの食料システム戦略の実現に貢献すること
2. 技術の導入効果の実証等により定量的に把握されていること
3. 農業者等が実際に入手・活用できる技術であること
4. 掲載技術の権利関係が明確でありトラブル等がないこと
5. 環境や営農に悪影響を及ぼさない技術であること
6. その他、公的なカタログに掲載するにふさわしい技術であること

応募方法

技術の実証を行った地域、普及が見込まれる地域、または研究機関が所在する地域の地方農政局等ごとに募集しています。

詳しい応募方法は、各地方農政局等のホームページをご確認ください。

※次版Ver.5.0の募集期間は終了しています。

2025年度の募集期間は7月～9月を予定しています。

お問合せ先

農林水産省 大臣官房政策課 技術政策室(☎ 03-3502-3162)

(個別技術の内容に関しては、カタログに記載の各お問合せ先に御連絡ください。)